

「もの」と「こと」について

根井, 康雄
九州芸術工科大学 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/27475>

出版情報 : 哲学論文集. 6, pp.23-41, 1970-09-26. 九州大学哲学会
バージョン :
権利関係 :

「もの」と「こと」について

根 井 康 雄

1

「世界は多くのものから成り立っている。」とか、「世界には多くのものがあり、それらの総体が世界である。」と言われたとき、我々はものについてのこのような言い方に格別の異議をさしはさまないだろう。しかし哲学者たちは長時間の哲学的思索をこらした後に、敢えてこの常識的な言い方に反する主張をする。「世界は事実の総体であって、ものの総体ではない。」と『論理哲学論考』の冒頭部に書いたヴィトゲンシュタインはその代表的なものである。勿論同じく長時間の哲学的思索の後に再び常識に戻り、「世間はものから成る。」と主張する哲学者もいる。事実説ともの説の対立には、多くの存在論上の論争がそうであるように種種の問題が錯綜し合い、これを解きほぐすのは容易でないが、私がこの小論で企図するのは、ラッセルの『論理的原子論の哲学』の中で述べられた事実説の根拠を批評すること、更に問題解決の手がかりを探す意味で日本語における「こと」と「もの」の用法を吟味し、ことが如何なる必要によって存在 entity として登場するかを示すことである。

私が「事実」ではなく「こと」を考察の対象にとったのは、「もの」と「事実」を最も常識的な意味に解する限り、「世界はものから成る」という言明と「世界は事実から成る」という言明は、対立する立場を十分に対照的な形で表現していないと思うからである。「もの」はふつう、存在するものも存在しないものも示すことが出来る。実在する佐藤首相も架空の桃太郎も広い意味で「もの」と呼ばれる。お伽話の主人公である桃太郎がもし実在するとすれば、

それは実在のもの、実在者である。一方、事実は「実在すること」、「現実的なこと」とでも言うべきものであるから、「もの」が実在のものと可能なものとの双方を包含しているのに対照させるつもりであれば、現実的なことと可能なこととの双方を包含する「こと」「事態」などを選ぶのが適當であろう。

現実的……………「実在物」——「事実」

現実的とは限らない……………「もの」——「こと」「事態」

「世界はものから成る」という主張に文字通り対立するのは「世界はことから成る」という主張である。あるいは「世界は事実から成る」に文字通り対立するのは「世界は実在物から成る」という主張である。これらの二対の言い方のどちらを取っても問題は対照的な形で示されるわけであるが、私はより簡単な「世界はものから成るかことと成るか」という表現で問題を示したいと思う。⁽¹⁾

ただ日本語の「こと」は英語の *situation, state-of-affairs* あるいは接続詞の *that* などよりは広い用法をもつことに注意する必要がある。 *situation, state-of-affairs* は主語述語を備えた完全な文をしたがえる *that* 節でその内容が示されるが、「こと」は *that* 節に対応するだけでなく、動名詞にも対応し、また述語のみから成る、*to* に導かれた不定法のあるものにも対応する。“*Seeing is believing.*” は、“*To see is to believe.*”と同じく、直訳すれば「見ることは信じることである。」となる。*that* 節と動名詞及び名詞的な不定法との違いはたしかに文法的には大きな違いがあり、一方が主語述語を備えた文を含むのに対し、他方が述語のみで成立つのである。しかしこの差異は、ある場合には、論理的に非常に単純化するならば消えるのではないだろうか。ある種の動詞では次のような三つの文型は殆ど同じ意味を表わしている。

I remember that I saw you somewhere.

I remember seeing you somewhere.

I remember to have seen you somewhere.

これらは変形文法では、おしなべて名詞化変形において文が埋めこまれたものとして考えられている。勿論文法的な分析は我々の問題に対して単なるヒントを与えるに過ぎないが、論理学的に見ても、動名詞や名詞的不定法を含む文の多くが、*that* 節を含む文に書き換えられ、しかもその書きかえによって意味の正確さを増すという点に注目すべきであろう。

「見ることは信じてることである」||「誰かが見るといふことはその人が信じてることである。」

“Seeing is believing”||“That someone sees is that he believes.”

次に「もの」の意味について。「もの」の概念は言うまでもなく多義的である。時には「心」に対比して「物質」という意味で用いられ、時には「性質」に対比して「具体物」という意味で用いられる。たゞ我々は最初に、文が真であるためには文中のある成分であらわされるようなものがあるだけでなく、文全体であらわされるようなことがなければならぬというラッセルの主張に触れたいと思うので、その限りでは取敢えず、非常に広い意味で「もの」を解してをくべきだと思う。つまり文であらわされるものがことであるのに対し、文中で述語の位置を占めるのではない語であり、ふつうに名辞 *substantive* と呼ばれる語によってあらわされるものを「もの」と考えるのである。⁽³⁾ このよ
うな広い用法は日本語でも英語でも可能である。「勇氣のようなもの」“something like courage”という言い方が可能であるが、このような「もの」は具体物に限らず抽象的存在をもあらわし、ある場合にはこと、事態をも示し得る。ある一文全体で示されることが他の文では文の一成分で示される場合があり、その時には後者の文ではものとしてあらわされていると考えられる。「彼は昨年大学を卒業した。彼の卒業を彼の父は心待ちにしていた。」という文章にあって、後の文の「彼の卒業」はものを指すが、前の文ではことを指すと考えるのである。

勿論「彼の卒業」が使用の状況に依存することなく常に一つのことをあらわすと考えられるような「こと」の概

念、及びそれに対応して、「彼の卒業」が使用の状況如何に關らずもの、をあらわしてはいないと言えるような「もの」概念も可能であるが、このような意味での「もの」は第五章で考察する。

2

ラッセルが『論理的原子論の哲学』で述べているところを整理すると次のようになる。⁽²⁾

(1) 事実とは「ソクラテスは実在する」あるいは「ソクラテスは死んでいる」というような一つの文全体で表わされる種類のものであり、「ソクラテス」というような名前を表わされるものではない。

(2) 事実は客観的世界に属する。それらは我々の考えや信念によって創り出されたものではない。

(3) 事実は命題の真偽をきめるものである。「雨が降っている。」と私が言うならば、この言明は、天気のある種の状態があれば真となり、他の状態があれば偽となる。このような、私の言明を真にしたり偽にしたりする天気の状態が事実である。そうして個々の実在するものは決して命題を真にしたり偽にしたりするのではない。ソクラテス自身は「ソクラテスは実在した。」という命題を真にしない。

(4) 世界は多くの個物によって完全に記述され得ない。世界を完全に記述しようとすれば事実と呼ばれるものを考慮に入れる必要がある。

ラッセルの主張は、ある言明が真であるためには、その言明で言及されているものが存在するだけでは不十分で、その言明全体で言われていることがなければならぬとして理解出来る。このような理由にもとづく存在論は、背理を含むとは言えないにしても、決してエレガントな世界像を提出しているとは言えないであろう。何故ならこの主張は、一つのも存在するとすれば無数のこと（あるいは無数の段階のこと）が存在しなければならぬという結果を含むからである。もしある言明 P が真であれば、P を真ならしめるような、P であることが存在する。したがって

「Pを真ならしめることが存在する。」という言明は真である。そうして更にこの言明を真ならしめること、つまり「Pを真ならしめることが存在する」を真ならしめること、が存在しなければならぬ。この推論の系列は無限に増大し、要求されることの数、もしくは要求されること、の段階の数は止まるところを知らない。

形而上学的世界へのこのような際限のない上昇が起るのは、「ソクラテスは実在する。」という存在言明に於て一つのものの存在が主張されている際、更に加えてソクラテスが存在するということを存在のうちにかぞえ上げるからである。これに対して私は、「ソクラテスは実在する」が真であるということとはまさにソクラテスの存在を立てることであり、ソクラテスの存在のみを立てることであると考へて十分であると思う。この立場は、ある言語の存在論的態度は変項の値として何をとりかということであるというクワインの有名な規準に通じる。この存在に関するこの問題にこの規準を適用すれば、簡単に解答が得られる。何故なら、変項は文の内部のみあらわれ、文全体が変項になることは決してないのであるから、文全体であらわされること、が存在 *entity* であることは出来ないからである。これに対して二つの問題が提出されるであろう。一つは変項の値になるものは如何なるものであるかという問題である。第二は一つの文であらわされていることとはその文では存在とされてないが、他の文ではそれが変項の値として出現することがあり得るのであるから、他の文ではこと、(第一の文に關しての) が存在の一種類になるのではないかという問題である。これらの問題を順に第三節及び第五節においてとり上げる。

3

前節の批評に対して、ラッセルが「ソクラテスは実在する」という存在文を例文として用いたのはこの場合に適切ではなく、むしろ「ソクラテスは哲学者である」というような主語述語文をとり上げるべきであった、あるいは「ソクラテスは実在する」もそういう主語述語文として見るべきであるという解釈も可能であろう。たしかにこの解釈は

ラッセルと共通するところの多かった『論考』のヴィトゲンシュタインの事実説の立場に近いと考えられる。ヴィトゲンシュタインが「対象」で指すのは我々が常識的に受取っているような、数多くの性質を備えたものではなく、そのようなものから性質を全く奪い去った裸の特殊物 *bare particular* である。「対象は言ひつみれば *geklärt* *ge-sprochen* 無色である。」⁽⁴⁾このような対象概念を出発点にとる限り、世界は事実の総体であるという主張はある程度避けられない。何故なら、個々の対象を指示する名前を羅列したとしても、それらの名前は全く内容を持たないのであるから、そのリストは全体の世界が如何にあるかを示したことになるはず、世界が如何にあるかを示すためには、個々の対象の性質、対象間の関係を示すような表現が命題の中にあらわれる必要がある。そうしてこのような原子命題の考え方に言語⇔対応説が結合するならば、原子命題が名前とその他の表現を含んでいることに対応して、世界の成分も対象ではなく、対象の状態、対象が関係し合う状態、すなわち事実であるという結論になるであろう。

このような解釈をとればラッセルも前節での存在の人口過剰の批判からは免れることが出来るであろう。名前を要素とする原子命題だけで世界を完全に記述することが出来るのであるから、それらの真なる原子命題の数だけの事実があり、又それらの基本命題に登場する名前だけの対象があると考えればすむからである。

これに対して私は、対象は裸の個物なのかどうか、対象は無色なのかどうかということの問題にしたい。つまり代名詞や個有名で示される、変項の値となるものが如何なるものであるのかを問題にしたい。だが考えてみると、この問題の提出の仕方そのものが奇妙であり、この問いに真正面から答える答え方も奇妙である。「対象は無色である」という言い方が奇妙であるというのはヴィトゲンシュタインといえども「Aは赤い」というような、対象の名前を主語にするような命題を肯定する可能性は認めると考えられるからである。私はこの問題は十分に定式化されておらず、これを正確に表現するならば、在在する個物をあらわす個有名はその意味として述語的内容を包むかどうかという言語使用上の問題となるように思う。ヴィトゲンシュタインは、対象を指示する名前は「定義によって更に分解す

ることが出来ない⁽⁵⁾」と言うが、これが先きの「対象は無色である」で言わんとしたことの正確な表現であろう。

ヴィトゲンシュタインに対して私がとろうとする立場は、固有名も内容的意味を持つものであり、固有名を主語とする主語述語言明は、ある種の制限はあるが、存在言明に書き変えられるというのである⁽⁶⁾。更にこの主張に加えて、「存在する」という規定はふつう述語にならず、世界のある種の状態をあらわすものでないということが成立するならば、必ずしもヴィトゲンシュタインのような理由で事実説をとる必要はないわけである⁽⁷⁾。

日常言語については、既にラッセル自身が認めているように、固有名詞や指示代名詞は一種の確定記述なのであり、「そのしかじかのもの」「The so-and-so」というように分解出来るものに他ならない。たゞこの固有名詞が書き変えられ得る記述は「人によって変化し、あるいは同じ人でも時によって変化するような考えを表わしている。」例えば「ピスマルク」は人によっては「ドイツ帝国の初代首相」を意味することもあり、「私の父」を意味することもある。

しかし固有名詞が記述の一種であるということは、固有名詞の論理的性格をまだ十分に示してはいない。ストローソンによれば固有名詞は主語述語言明の主語の位置を占めるのが当然なのであるが、主語と述語の違いはそれらが言明に導入される仕方の違いである。主語述語文の原型とも言えるようなものは特殊について普遍が述語づけられるのであるが、特殊の導入はある記述に適合するような唯一のものがあるとする経験的命題の真なることを前仮定している Presuppose が、述語の場合はそうではない。固有名詞は必ずしも特殊を指すとは限らないが、それでも同様に経験的事実を前仮定し、その意味では主語の位置に来るのが当然である。

ごく大雑把に言えば、我々の文章や会話はまづ存在肯定言明が先行し、続いて存在するとされたものについての描写や記述が展開するのがふつうである。

むかし中国に一人の少年がいた。

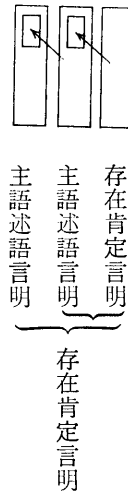
彼（＝その中国の少年）はアラジンと呼ばれた。

アラジン（＝アラジンと呼ばれた中国の少年）は貧しかった。

彼（＝貧しい、アラジンと呼ばれた中国の少年）は母と一緒に暮らしていた。

存在肯定言明に続く主語述語言明の中で、主語概念は次々に先々の言明の記述をうけてその内容を豊富にして行く。かかる展開の仕方は個々の人や物体を主題とする物語りや実況描写だけに限らない。組織、メロデー、文学作品、事件などについての記述、説明もその標準形は同じような筋道を辿る。

そうして話が展開し終った時、あるいは話の途中でも、既出の文章を全部一まとめにして一つの存在肯定言明として示すことが出来る。アラジンの物語りの全部は「少年であり、アラジンと呼ばれ、貧しく、……であるものがない。」という言明となる。固有名を主語とする主語述語言明は全体の存在肯定言明の一部をなすものであり、先行の存在肯定言明を次により内容のある存在肯定言明に繋ぐ形式であると言ふことも出来るであろう。



このように固有名も内容的意味をもち、固有名を主語とする主語述語言明が言わんとするところは、広い視野で見れば存在肯定言明で尽すことが出来るのであるから、固有名を主語とする言明の特殊性にもとづいて事実説をとなえることはそれ程の根拠があるとは言えない。「ビスマルクは鉄の意志の人である。」という言明において、「ビスマルク」が「ドイツ帝国初代首相」として理解されているとするならば、この言明が真である時には、「鉄の意志をもったドイツ帝国初代首相が存在する」が真であり、したがって鉄の意志の人たるドイツ帝国初代首相が *entity* なのである。

かくしてラッセルの主張の(4)が成立たないことは明らかである。まず「世界は多くの特殊物によっては完全に記述し得ない」という言い方そのものに問題がある。世界は何らかの表現によってのみ記述されるのであり、特殊物や事実などの存在で記述されるのではないことは当然である。第二にこれを、「世界は名前によって記述されるのではなく名前を含んだ命題によって記述される」と解すればこれは当然のことに過ぎないが、しかし世界が命題によって記述されるといふことは世界は命題があらわすこと、から成立っているといふことを必ずしも意味しないであろう。世界がもし名前を含んだ主語述語の多くによって完全に記述され得るとすれば、同じく世界はものについての存在命題の多くによって完全に記述され得るのである。ものについての存在言明ではものの存在が主張されてをり、それ以上にこの存在を考えねばならない理由はない。

4

我々はことは一つの文全体で表現される種類のものであるという定義から出発したが、この定義の意味するところはそれ程明らかではない。ことが何であるかという問いは、ことの同一性の条件が如何なるものかという問いであると考えられるので、私はこの節において、ことを「……であること」と表現し、ものを「……であるもの」と表現したとき、ことの同一性ともの同一性が「……」の空欄にはいる述語的規定とどのような関係をもつかという問題を考えることにする。つまり同一のもの、同一のことに如何なる述語的規定が加わり得るかについての比較をしようというのである。

「もの」の使用の特色は前節において考察したように、それが一旦存在すると主張されるや、主語述語言明の主語となつて次々に新しい述語づけをなし、それによって同一のものが次々に新しい規定を含み得るといふことである。「アラジンと呼ばれた少年」は更に「貧しい」という内容を加えられると「貧しい、アラジンと呼ばれたそ

の少年」という新しい概念が出来るが、先きの概念と後の概念が同一のものを指すことが可能である。つまりPとQとが論理的に矛盾する性質でない限り、PなるものとQなるものが同一のものであることが可能なのである。これを「もの」概念の使用における発展性と呼んでをこう。

これに対して「こと」の場合にはSがPであることとSがQであることとはPとQとが意味上異っていれば全く別のことである。その少年がアラジンと呼ばれたこととその少年が貧しかったこととは同一のことではあり得ない。

たゞし我々の「もの」概念の先述した定義にしたがえば、「……なること」を文中の一要素として見る時にはこれはもの一種をあらわすと考えられるのである。したがって「もの」使用の発展性にもとづいて、次々に述語が加わり新しい内容を包んでいくことが可能である。例えば「彼は貧しかった。」に続いて「彼が貧しかったことは皆知っていた。」と言われるならば、「皆知っていた、彼が貧しかったこと」という新しい概念が可能になるが、しかしこの場合、「皆知っていた」というのはものとしてのことについて規定であり、「彼が貧しかった」という規定はことの内容とでもいうべき規定である。日本語でことの内容であることを表現するためには「……ということ」を用いればよい。「皆知っていた、彼が貧しかったということ」とすれば正確な表現になるであろう。この際ものとしてのことにつく規定とことの内容的規定とが同じレベルでないことは言う迄もない。「彼が貧しかったことが貧しかった」という文はあり得ない。ものとしてのことの規定になるような述語の種類については次節で考察する。

さて「もの」の使用は発展的であり「こと」の使用はそうでないことが示されたが、それでは「こと」の内容規定の中に登場する「もの」についてはどういふことが言えるのか。例えば「その少年がアラジンと呼ばれたこと」と「その少年が貧しかったこと」とは同じことを指さないのは先述の通りであるが、「そのアラジンと呼ばれた少年が母と二人で暮っていたこと」と「その貧しい少年が母と二人で暮っていたこと」とは同じことを指すのかどうか。つまりこの内容を主語述語形式であらわした場合、主語に含まれる規定のちがいはことの同一性とどのように関係す

るかという問題である。これについては一概に答えることが出来ないように見えるが、この内容となる主語にいくつも規定が加わっても、それが同一物の規定である限りその「こと」で同一のことを示すことは可能であると言えうである。「その貧しい少年が母と二人で暮らしていたことが彼の性格に影響を与えた」という文にあっては、貧しさが母との二人暮らしということと相俟って彼の性格形成にあつたという解釈も可能であるし、貧しさは彼の性格形成には無関係であり母との二人暮らしの生活のみが影響力をもったという解釈も可能であるが、前者の場合には「その貧しい少年が貧しいながらも母と二人で暮らしていたということが彼の性格形成に影響した」とでも書くべきなのが「貧しい」の繰返しを避けて省略されていると考えることも出来る。¹⁰

存在文であらわされることの内容規定の中でのものの規定についてはどうか。「貧しい一人の少年がいたこと」と「アラジンという一人の少年がいたこと」とは、アラジンという少年が貧しかったことが真である場合、同一のことを表わしていると言えるであろうか。この場合も答えは截然とは下しにくいが、両者は異なることをあらわして言った方が妥当であろう。「貧しい一人の少年のいたことが、隣家の人の気がかりだった」という文で「貧しい」という形容詞は隣人の気がかりの内容を示しているものとして、文中の主語となっている「こと」が指していること、同一性にとって不可欠であるとす解釈がふつうであろう。このように存在文でこの内容が示された時には、その中のものの規定は非常に重視されるのであり、この点が、この内容が主語述語文で示されたときのものの規定が重視されないのと対照的である。¹¹

このように、内容が主語述語文で示されるかあるいは存在文で示されるかによって違いはあるにしても、こと、が同一と言われるときにはその内容規定につけ加わり得る述語には、ものの場合にはない制限があることが結論づけられる。

今迄は「もの」を最も広い意味にとり、文中で述語にならず名辞によってあらわされるものと受取り、「こと」を文全体であらわされるものと解して来た。この使用法からすれば「彼は去年大学を卒業した」という文については「彼の卒業」はことを表わすが「彼の卒業を父親は大へん喜んだ」という文については「彼の卒業」はものを表わすということであった。しかし我々は「もの」概念を、表現の形式上の位置に依存しないような概念に改める必要があると思われる。彼の卒業がいつもことの一つと考えられ、彼がもの一つと考えられるのは、前者の場合には、「彼が卒業したということ」のように文プラス「ということ」の形で書きあらわし得るのに対し、「彼」の場合はそのような形に書きあらわし得ないというところにその違いがある。一般的に定義すれば、最初の意味で「もの」と呼ばれるもののうち、文プラス「ということ」の形に書き直し得る場合にはそれを「こと」と呼び、それ以外の、最後まで文の形に書き直し得ない場合には「もの」と呼ぶことにする。戦闘⁽¹²⁾がことの一種であるというのは、「戦闘」が「人々が武器をとって戦うこと」と書き直し得ることであり、戦士がもの一種であるというのは、「戦士」が「武器をとって戦うもの」という書き換えにおいて「武器をとって戦う」が文ではなく、文の一部である述語的部分にすぎないということである。

このような意味で「こと」や^{こと}をあらわす名詞が用いられる仕方は四通りある。

- (1) 「……ことがある」という形の存在言明において。
- (2) 「……ということは大切である」という形の主語述語言明において。
- (3) 「昨夜戦闘があった」の場合のようにことをあらわす、「こと」以外の名詞を使った存在言明において。
- (4) 「その戦闘はただちに他の地域に波及した」のように、「こと」以外の、ことをあらわす名詞を主語とする場

合。

これらの表現では、ことが entity の一種として認められていると、ことがもの以外に一種の entity として登場するのは、ものだけを entity にとるので十分でなく、ことを entity にとらねばならない必要性があるからである。この節ではその必要性を、第一と第二の場合について、主として日本語の文構成上の問題として取上げたいと思う。

(1) 「新芽が枯死することがある。」ことの内容をあらわす文の主語となっているものが特称の限定をうけているときには、その言明は、その主語となっているものについての存在言明に書き換えられる。「枯死する新芽がある。」のように。しかし「彼が彼女と論争したことがある。」の場合には「彼女と論争した彼がある」と書き換えるよりも「彼が彼女と論争した時がある」と書き換えた方がよいかも知れない。

いづれにせよ以上の二例は前節で説明した「……ということがある」と表現すべき存在言明であるが、この場合には「……」の文の中のものをあらわす名辞が特称的に用いられているのであり、したがってその名辞を用いた存在言明に簡単に書き換え得るのである。故にこれらの例はことについての存在言明の外見は呈している、ことが entity の一種として登場していると考えねばならない強い理由はない。

これに対して、先述したようなことの外的規定を付してことについての存在言明がなされている場合には、これらものに関する存在言明に簡単に書き換えることは出来ない。「我々が心得ておかねばならないことがある」という言明では、「こと」は外的規定をうけた「こと」である。「我々が知らねばならない人がいる」があるものの存在を主張していると全く同じように、「我々が心得えおかねばならないことがある」はあることの存在を主張していると言える。

(2) 存在言明はもの(第一の意味で)を指す主語については述語づけをする主語述語言明が展開される前提である。そうして新しいタイプの述語が登場するとき新しいタイプの entity が立てられる。ではことが entity として立てら

れる場合の、「こと」に付く述語としてはどんなものがあるか。そうしてそれらが「もの」に述語づけられるよりも「こと」に述語つけられるのがふさわしい理由は何であろうか。

(4) 「真である」「必然的である」など真偽や真偽の様相をあらわす述語は「こと」にのみつく。又言語活動をあらわす「言われる」「否定される」「こと」を一方の關係項としてとる。しかし自然的言語にこのような用法があるからといって、哲学者たちはただちにことを *entity* の一つとして承認しないであろう。これらの述語は、実は「こと」に述語づけられるのではなく、命題あるいは文を主語とする述語である、という結論を引出すような哲学的分析は容易になされるからである。

(5) 心理的關係をあらわす述語。ストロウソンは「もの」につかず「事実」につく述語として、知られる *known* 学ばれる *learned*、忘れられる *forgotten*、見過される *overlooked*、気づかれる *noticed* などの心理的關係をあらわす述語を挙げ、ものと事実が異なったタイプのものであることの例証にしているが、日本語ではこれらの述語を「もの」にも「こと」にもつけることが出来る。例えば「気付く」については、「私は一人の男がそこで読書をしていることに気づいた」とも言えるし、「私はそこで読書をしている一人の男に気付いた」とも言える。英語でも次の A、B、の言い方が自然であるが、C の表現も文法的には不可能ではないと思われる。

A. I noticed that a man was reading there.

B. I noticed a man reading there.

C. I noticed a reading man there.

これらの述語が「もの」に付いたときと「こと」に付いたときではどのように表現力に違いが出てくるであろうか。「このりんごの大きいことは私の氣に入る」と言う時には私の氣に入る対象が何であるかがはっきりとするが、「この大きいりんごは私の氣に入る」と言うときには私の氣に入る対象が何であるかは必ずしも明確ではない。りん

この大きさは私の好みとは無関係で、ここには言表されていないが値段の安いこと、あるいは新鮮であることが気に入っていることも可能である。そのりんごの新鮮さが気に入っている時でも、他の小さくて新鮮でないりんごと対照させるために「この大きいりんごは私の気に入る」と言っても決して間違いではない。一般に、心理的関係の一方の項として「もの」をとるよりは「こと」をとる方が、ものの如何なる状態が関係しているかをはっきり示し得るといふ点で、より明確な表現になり得るのである。

何故こういう違いが出てくるのかと言えば、それは前節で示した「もの」の使用における規定の発展性に由来すると考えられる。「もの」には話の進行次第ではいくらでも内容規定が加わり得るのであるが、心理的述語はある特定の内容規定にだけ関係するのであるから、「もの」を一方の項にとることはどうしても意味の不明確さを生じる。

このことは英語の形容句についてもある程度あてはまるであろう。「I like the fresh apple from Amori」という文は、私の好みの対象が何であるかを正確に言わうとするならば、*I am pleased that the apple from Amori is fresh.*とでも言わなければならないであろう。ただ英語の関係代名詞には非限定的用法と言われるものがあり、それは「先行詞の性状に関して割註的説明を附加するだけで省略しても文意には変化がない」⁽¹⁴⁾のことであり、関係代名詞の前にコンマをつけることによって非限定的用法であることが示されるが、これを用いれば幾分なりとも区別を表わすことが出来る。「I like the fresh apple, which is from Amori.」しかし限定的用法と非限定用法の文意上の区別が常に厳格に表現形式上の区別になってあらわされているとは言えないのであり、したがって、この手段による区別も十分に明確ではない。

ただ我々の日本語の用法に新しい規則を作り、「もの」を主語にして心理的述語を述語づけても前述のあいまいさが起らないようにすることが可能のように見える。つまり、私が気に入っているのがそのりんごの新鮮さだけであるならば、そのりんごの形容句としては「新鮮な」はよいが、私の好みに無関係な「青森産の」とか「大きい」という

言葉をつけてはいけないという規則を作るのである。このような便宜的な規則はたしかに意味の明確さを保持する利点はあるが、一方では「もの」に関する代入規則に抵触するという支障を生じるであろう。たとえば、「りんご」が仮に「花托の組織が主として食用に供せられる、りんご属植物に属す植物の果実」として定義されたとき、この定義を「私はこの新鮮なりんごが気に入った」の「りんご」にただちに代入することは出来なくなる。何故なら私はそのりんごについて花托の部分が食用に供せられるということが必ずしも気に入っているとは言えないからである。この代入の制限は命題的態度 *propositional attitude* と呼ばれるような関係的述語の一項になる *that* 節中の言葉の代入制限よりも更に厳しいのである。「気に入る」は「信じる」などと異なり「気に入る」の対象項として *that* 節をとれば、命題的態度のあらわす述語の場合の代入制限から免れている。「彼はあがりんごが新鮮であることが気に入った」はいつも「彼はあの、花托の組織が主として食用に供せられる、りんご属植物の果実が新鮮であることが気に入った」と書き変えられて差支えないのである。ところが先述の規則は、「気に入る」の場合でも代入を新たに制限するのであり、我々の言語使用を更に煩瑣なきものにするようになる。その他主語が持っている話題導入機能などがいちじるしく制限されるという不便さも出てくるのである。

(イ) 同じような事情は因果関係を示す述語の場合にも見られる。「あの南側の近代的な建物が我家の日陰の原因です。」という文では、建物が南側にあることが日陰の原因であろうと誰しも推測するが、建物が近代的であることが原因の一つであるとは考えないだろう。「あの近代的な建物が南側にあることが日陰の原因です。」と言え、何が原因であるかかなりはっきりする。このように因果関係を示そうとする場合も「もの」を関係項にとるのでは十分でなく、「こと」が必要とされるのであるが、この理由はやはり(ロ)の場合と同じく、「もの」の規定の発展性にあることは言う迄もない。

(ロ)(イ)の他にも「こと」につくのがふさわしい述語があると考えられるが、以上の考察から少なくとも次のことは

言えるであろう。ものだけを *entity* とする言語体系は心理描写をふくまない物語りや記述するには十分である。例えば物語りはふつう人や動物を主題にして時間的経過にしたがって次々に新しい規定を加えて行くのであるが、心理描写や因果的説明がはいらない限り、ものを示す言葉以上に「こと」やことを示す言葉は必要ではない。記述が説明となったり、又外面描写から内面描写に進めばことが *entity* として立てられる。例えば科学的研究が現象の記述から出発して因果法則の樹立を目指すものであるとすれば、科学的研究の報告をなす言語は「もの」から進んで「こと」をも基本的用語にしなければならないということになる。

更に、心理的關係を示す述語や因果關係を示す述語が究極において必要であるかどうかという哲学的問題が残っているのであるが、それについては触れる余裕がない。心理的關係を示す述語を、物体に付せられる、観察可能な關係を示す述語の複合に書きかえ、ことを主語とする心理描写は、最終的には、物理的世界の記述に書きかえられるとする主張は屢々提出される。また因果關係を示す述語についても、それはことを主語とするものではなく、結局は命題間の論理的關係を示す述語に書きかえられるとする哲学的分析がかなりの根拠を以て主張される。したがってことが *entity* として必要か否かは最終的にはこれらの還元のプログラムの可否について検討した後でしか答えられないわけであるが、これらの書きかえが、私がこの小論において有効としたような、簡単な論理的考察だけにもとづいてなされる書きかえと異なり、非常に複雑な、したがって問題点の多い書きかえであるところから、今は差当って、日常語のレベルにあつてはことについて「存在する」と言うことが必要な言語体系があると言うに止めておく。

註

- (1) ストロートンはオースチンの真理 \parallel 対応説を批評して次のように言う。事実の論理的身分の特色は、「言明」や「真」などと同じく、語—世界—相関の語法のあるタイプ、つまり記述的語法を内在させていることである。丁度、「命令」「服従」などの語があらわれることは、ある種類の伝達、つまり命令法があらわれることを示すように、「事実」「真」などの語があらわれる

ことを示すのである。そこで「真」を言明と事実との間のコンベンショナルな関係として説明するオースチンは丁度、服従とは何かという哲学的問題に答えて、服従とは命令と実行との間のコンベンショナルな関係であり、命令はそれに対応するときに服従されるのであると言うに等しいのはづれな説明をしていることになる。

しかし我々の問題を「世界はことから成るか」として表現するならば、「こと」は語—世界—相関の語法とは無関係であるから、この問題は、ストローソンのこの論法では解消され得ない。

cf. P. F. Strawson, 'Truth,' *Proceedings of the Aristotelian Society*, Supp. vol. XXIV, reprinted in *Truth*, P. 32 ff.

(2) B. Russell, 'The Philosophy of Logical Atomism' in *Logic and Knowledge*, P. 182 ff.

(3) 「述語」「名辞」が何であるかそれ程明確でない。ここの「もの」の定義は暫定的である。

(4) R. Wittgenstein, *Tractatus Logico-Philosophicus*, (2.0232)

(5) (3.26)

(6) 主語述語言明は主語によって指されるものの存在を前假定するというストローソンの立場に立つならば、一つの主語述語言明が一つの存在言明に書き直されるということは成立しないが、しかし少くとも、一つの主語述語言明が真であるか偽であるかに応じて、それぞれ異なった、しかし主語で指されるものの存在主張という点では共通点をもつ、二つの存在言明の一つが真であるという関係は成立している。そして我々の議論にとっては、この関係だけで十分である。

(7) ヴイトゲンシュタインが論じるのは理想言語における固有名のあり方であり、私がそれに対比させようとするのは自然言語における固有名のあり方なのであるから、以下に私が述べる範囲では対立は真の対立にはなっていないと言ふべきであろう。

(8) B. Russell, 'Knowledge by Acquaintance,' *Mysticism and Logic*, P. 216.

(9) P. F. Strawson, *Individual*, P. 181 ff.

(10) 日本語の「こと」が文全体であらわされるものを指すだけではなく、述語だけであらわされるものを指し得る一つの理由は、文全体であらわされることでもその文中の述語の意味がことの同一性の決定に大きな役割をはたしている点が述語重視とでも言われるべきことであり、述語だけであらわされることではまさに述語の意味がことの同一性に決定的であるということと共通しているところにあると思われる。

(11) この違いに注目するならば、主語述語言明は存在言明に書きかえ得るといふ問題に新しい視点が与えられるであろう。「ある一人の貧しい少年がいた」という言明と「その少年は貧しかった」という言明は両者を真にする条件は同じである。しかしこれ

らが真である場合でも「ある一人の貧しい少年がいたこと」と「その少年が貧しかったこと」とは同じことを指さないのである。

(12) この定義にしたがえば、「こと」と「もの」は矛盾概念ではないことになる。「彼が卒業した仕方」はことでもなくものでもないからである。又この定義にしたがえば「眠ること」||「睡眠」などは述語的部分のみから成立しているからことを指さないのではないかという疑問が生じるが、しかしこれらの言葉が実際に用いられている場合には、第一節において示したように、主語を補足して文の形であらわすような分析が可能であると考えられる。ここではふつう述語的部分から成る「……こと」もことをあらわすという立場をとっておく。

(13) P. F. Strawson, *op. cit.*, P. 38.

(14) 荒木一雄、「関係代名詞」(英文法シリーズ)、六頁。

(九州芸術工科大学助教授 昭和三十二年本学大学院中退・哲学)